

## 第20回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（極楽地委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第26号議案「芦屋市教育委員会個人情報保護法施行条例施行規則の制定について」を議題とします。  
提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森 川 委 員 ) 今回の施行規則がつくられることによって、新たに対応しないといけないようなことはありますか。

管 理 課 長 ) これまでにも個人情報として持っているデータの整理ですとか、どういったものが公開対象になっているのかというのは、市長部局の担当所管を通じて明らかにはしていたのですが、今回の改正により、個人情報保護ファイルを作成しないといけないことになりましたので一部その作業は発生しますが、大きく変更された部分も特にはないと聞いております。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第26号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第27号議案「芦屋市立学校教職員に対する住宅借上資金貸付規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極 楽 地 委 員 ) こちらの利用が最近はないということですが、先生方に対する周知はなされているのでしょうか。

教 職 員 課 長 ) 現在は、予算としても本制度の予算は取っていない状況になります。もともと制度ができましたのが昭和48年で、時代の流れもある中で、職員に対する貸付という制度自体が他の自治体でも実施している事例が少なくなっている状況です。本市においても現状として実施していないので、周知も行っていない状況です。

極 楽 地 委 員 ) 分かりました。ありがとうございます。

河 盛 委 員 ) これは教職員に対する借り上げですが、例えば市職員にと  
いうものもあるのですか。

教 職 員 課 長 ) 市職員に対してはございません。

河 盛 委 員 ) ないのですね。

教 育 長 ) 県立学校でしたら教職員住宅があります。芦屋はかつて芦屋市立の高等学校がありました関係で、そういうところとの配慮もあったのかなと  
思っております。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第27号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第28号議案「芦屋市立打出教育文化センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

打出教育文化センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

上月委員はこの立場でいらっしゃいましたが、このほうがよいですか。

上 月 委 員 ) はい、そのほうが実態に合っていてよいと思います。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第28号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第29号議案「芦屋市社会教育委員の委嘱につい

て」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

大体、会議は年何回ぐらいになりますか。

生涯学習課長) 令和4年度は3回実施をいたしまして、社会教育関係団体  
に關します団体への補助金の審査ですとか、学校運営協議会の  
ことすとか、地域部活動のことについて話合いをいたしまし  
た。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

<第29号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

教 育 長 ) 続いて、第30号議案「芦屋市放課後子どもプラン運営委  
員会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

生涯学習課長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 学校関係と行政関係は4月1日以降、4月の教育委員会で  
専決ではなくて、議案として報告いただけるものでしょうか。

生涯学習課長) 小学校長などが決定いたしますのが3月末ギリギリになり

ます関係で、本来でしたら事前に議案として提出させていただくところでございますが、申し訳ございませんが、専決とさせていただきますたいと思っております。

極楽地委員) あともう1点確認で、今回PTAの方が代わられるのですが、こちらはタイミングを4月1日に合わせて変更いただいたという認識でよろしいでしょうか。

生涯学習課長) 5月にPTAの総会がございまして、また役職などが変わられますが、今回の委嘱につきましては、そちらを見越した形で、4月1日から就いていただける方を御推薦いただいております。このたびご就任いただく方は、5月以降はPTA協議会の副会長となられる御予定と聞いています。

教育長) 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第30号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 続いて、第31号議案「芦屋市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

公民館長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

森川委員) 3ページの通算在任期間が10年になっている方がいらっ

しゃると思うのですが、10年で委員の任期は上限という話を別の機会に聞いたことがあるのですが、これは適用されないということですか。

公民館長 )      そこも考慮に入れたのですが、なかなか適任の方が見つからなかったこともありました。また先生に御確認したときに、すぐく意欲もございましたので、再度お願いをしたということでございます。

教育長 )      10年は「ねばならない」なのか「考慮しなければならない」のどちらですか。

公民館長 )      比較的マストに近いですが、場合によれば、原則ということにさせていただいています。

教育長 )      それは、芦屋市全体ですか。

公民館長 )      市としてなるべくしてくださいという、努力義務という形でさせていただいております。

教育長 )      今西先生はほかにも兼ねておられますが、幾つまで兼ねていいのですか。

公民館長 )      3つまでです。

教育長 )      大丈夫ですね。

公民館長 )      それも確認を取っています。

教育長 )      他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第31号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第32号議案「芦屋市立青少年愛護センター運営  
連絡会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

今までは4月1日から委嘱するものが決まっていなかったという  
ことですので後回しになっていました。決まってから専決報告  
になっていたのも、教育委員からの御指摘で、分かっているも  
のは早めに提示するようにしました。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、第33号議案「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱  
について」を議題とします。

提案説明を求めます。

図 書 館 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

「あし笛」や「ムギの会」の説明をしてもらえますか。

図書館長 ) 「あし笛」は、朗読ボランティアグループで、録音図書を作成していただいているグループです。対面朗読などのボランティアも行っていただいております。

「ムギの会」は、図書館で絵本の読み聞かせですとか、ストーリーテリングを行っていただいておりますボランティアグループになります。

教育長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第33号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長 ) 次に、日程第2、報告第20号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河盛委員 ) 質問ですが、給食は担任を持たない教員の方や、あるいは校長、教頭の方はどうされているのですか。

学校教育課長 ) 基本、子どもたちと一緒に食べる、食育も踏まえていますので、校長以外はどこかの教室で子どもたちと一緒に食べる形となっております。



授業のない、例えば音楽の専科ですとか理科の専科ですとか、そういう教員が教室に入って食べる場合もございますが、特段、手伝ってという場合でなければ、職員室で教頭と食べたり、校長と食べたりという形となっております。

河盛委員) 小学校の給食の場合は、教員の方は、必要カロリーは取れているのでしょうか。

学校教育課長) 基本、小学校・中学校で、大体860から900カロリーの設定で、平均的な数値で足りないということではないです。

河盛委員) 分かりました。

上月委員) 小学校で12円の値上げ、中学校で13円の値上げ、1学期間は臨時交付金を使うので据え置きである。令和5年度の2学期以降は262円と303円を徴収するのかと思います。そこでもう1回見直しがある、検討があるということでしょうか。また何か理由がありますか。

学校教育課長) 今、委員がおっしゃった臨時交付金のことですが、これは今年度の7月から新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を活用して、小学校5円、中学校6円をこの3月末まで充てています。現時点では、4月からは臨時交付金の予定がありませんが、学校給食実施に影響がでないように対応してまいります。

価格については、例年でしたら7月上旬前後に給食価格検討委員会において検討していただくわけですが、このたびは物価の動向がなかなか落ち着かないことがございまして、ゴールデンウィーク前後ぐらいに、いつもより2か月早めて検討委員会で価格の落ち着きを見ながら、検討をする予定です。実際まだ2学期以降、12円、13円の幅で行くかどうかはこれからの

物価の動きを見てからという形になります。

学校教育部長) 追加での説明ですが、昨年度から給食の適正価格についてはP T Aや学校の教職員も含めて検討しておりました。本来なら令和5年4月1日から値上げをして、保護者から徴収を考えておりましたが、物価が変動して価格が安定しないところで、市長部局ともいろいろと検討を重ねる中で、1学期については、臨時交付金はなくなるが、学校給食に影響が出ないように対応していくことを共有しております。ただし、2学期からは保護者の負担をお願いする方向で、再度検討していこうと考えております。

極楽地委員) 高校に入ってから給食がなくなってしまうので、改めて芦屋の給食のありがたさを身にしみて実感しております。

私も4月から値上がりかなと、保護者もある程度覚悟をしていた部分もあるのですが、一般財源を入れていただけるとのことで、様子見ということですね。

国でも給食無償化という動きが出だしているのも、その動向も見ながら、引き続き御検討いただけたらと思います。

こちらの「保護者様」への内容の書面で、4月にお手紙を配付いただけるということで、より保護者の方にも周知できると思います。よろしく願いいたします。

教 育 長 ) 素朴な質問ですが、差額は、臨時交付金を充てるということですね。

学校教育課長) 保護者負担額に変更がないことが伝えたい部分でありました。交付金は。20日の朝刊では臨時交付金を繰り越すような内容も出てはありましたが、まだ実際に国から下りてきていま

せん。

極楽地委員) 市の一般財源が出ていることで、市に頑張ってもらっていることを知っていただきたいという思いもあるのですが、この書き方ということで。

学校教育課長) そうです。給食無償化事業とか、そういう意図のものではございませんので、このような書き方をしています。

学校教育部長) 保護者の方には値上げをしないけど、安心して子どもたちには、質の低下にならない給食を提供させていただくことを御理解いただけるような書き方にしています。

極楽地委員) 教育委員会と市が頑張ってくれたとも周知しておきます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第20号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 続いて、報告第21号「芦屋市放課後児童クラブ条例規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年育成課長) <議案資料に基づき概略説明>

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

極楽地委員) 精道小学校、潮見小学校はたくさん人数がいて大変ということも聞いていましたので、今回、増設で学級が増えてよかったですと思います。

精道小学校は4年程前に学級が増えるときに場所の確保が難しいというお話も聞いていたのですが、今回、この2小学

校はどのような形で学級がつくられるのでしょうか。

青少年育成課長) 精道小学校につきましては、現在は専用の部屋を2部屋で実施をしておるのですが、今回増設する3学級目につきましては、学校からお部屋をお借りすることにしております。ただ、精道小学校も教室にそんなに余裕がございませんので、ずっと専用で使える部屋ではなくて、特別教室等を使わせていただくという共用という形で3学級目を実施する予定にしております。

潮見小学校のしおかぜ学級につきましては、もともと専用の部屋が2つありまして、それを今、1部屋分で使っておるのですが、2部屋分の広さがありますので、これを2学級の専用の部屋でさせていただく形になります。

極楽地委員) 場所の確保もしっかりいただけて安心しました。

河盛委員) 登録率ですが、当然学年によって違うと思いますが、1年生2年生ぐらいたったら何%ぐらい登録されているのですか。

青少年育成課長) 低学年ほど登録率は高くなっておりまして、約になります。1年生で35%、2年生30%、3年生20%、4年生10%、5年生3%、6年生が2%となっております。

加えて、以前は大体3年生や4年生になってくると、ほとんどの方が退級されるような傾向があったのですが、最近は高学年の方でもそのまま放課後児童クラブを利用される方が、少しずつ割合が増えてきている状況になっております。

河盛委員) 保育所やこども園の2号認定の方などは、大体登録されるのですか。

青少年育成課長) 保育所、こども園等、2号を利用されている方は、やはり入会される方は多い傾向がございます。

極楽地委員) 今のお話で、こども園、保育園から上がってくるお子さんで、小1の壁が昔から問題になっていると思いますけど、以前、学保連さんなどからの御要望として、3月31日が休会、お休みだったと思うのですが、それは今、開いているのでしょうか。

青少年育成課長) 以前は新学年の準備等もあり、3月31日は開級していませんでしたが、現在は3月31日も開級はしております。

極楽地委員) 年度末は働いている方がなかなか休みづらいという声もたくさんありましたのでありがたいです。引き続き、学保連さんや先生方とお話をいただきまして、よりスムーズな運営をよろしく願いいたします。

森川委員) 参考資料2の表の令和5年4月1日登録児童数と、報告書の5ページの参照2に書いてある定員の数と比較すると、登録児童数が定員よりも多いところが幾つかあるように思いますが、それは定員オーバーの方々が待っておられるというか、そういうことになっているのでしょうか。

青少年育成課長) 御指摘のとおり、現在は定員を超えて受け入れている学級がございます。こちらにつきましては、必ずしも登録されている全ての児童の方が毎日来られるわけではないので、国でも平均の登級人数を加味して、受け入れる人数を各自治体で決めることが示されておりまして、本市につきましても平均の登級される人数等を加味したうえで、一時的に定員を超えて受け入れている状況になっており、そういったところについては、密にならないように工夫をしながら学級運営をしております。

本市は、以前から待機児童は出さない方針で行っておりますので、いわゆる待機児童は、いない状況になっております。

森川委員) 分かりました。

教育長) 定員と床面積の2つの条件を説明してもらえますか。

青少年育成課長) 放課後児童クラブの各学級の人数につきましては、国で基準が示されておりまして、その中では、大きくは人数の基準と面積の基準が示されておりまして、

人数の基準でいうと、1学級当たりおおむね40人以下で、面積の基準でいいますと、1人当たりおおむね1.65平米以上が基準で示されておりまして、ただ、どちらも「おおむね」という形で示されておりまして、国の基準の解釈で、「おおむね」のところが、先ほど申しました平均の登級人数を踏まえて、各自治体で人数を決定することが示されておりまして、必ずしも40人で、1.65平米を下回らなければいけないことではないので、本市も同じ考え方で、定員を超えても児童を受入れている状況になっております。

森川委員) はい、分かりました。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第21号「芦屋市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 閉会宣言